

◆ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることができるのは…

以下の(1)～(3)の3つの条件をすべて満たしている人です。

- (1) 確定申告を行う必要のない方
- (2) ふるさと納税を行う自治体の数が5つ以内の方
- (3) 27年の1月～3月にふるさと納税を行ってない方



◆ふるさと納税ワンストップ特例の申請の方法

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を郵送もしくは持参によりまちづくり課へ提出してください。(FAX及び電子メールは不可)

◆寄附をした後(ふるさと納税ワンストップ特例の申請をした後)に、住所や氏名が変更になった場合は…

寄附をした翌年の1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を郵送もしくは持参によりまちづくり課へ提出してください。

※寄附に関する情報が、寄附をした翌年の1月1日に寄附者が住んでいる市町村に正しく通知されない場合、ふるさと納税ワンストップ特例が受けられなくなりますので、必ず変更届出書を提出してください。

★ワンストップ特例の詳細は、ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

◆寄附をしていただいた方へは…

5,000円以上の寄附をしていただいた方へ、宇美町の懐かしい画像をプリントした図書カード(500円)を進呈します。

※記念品の進呈は1年度に1回のみとさせていただきます。

平成26年度 ふるさと応援寄附金活用状況

寄附の用途	件数	寄附の金額	【寄附者】
生涯学習・生涯スポーツの振興	3件	26,020円	林 成明 様
福祉の充実	8件	38,000円	宇美町商工会青年部 様
教育の充実	9件	43,000円	原田 将司 様
自然環境の保全	9件	33,000円	津和崎 宏児 様
産業の振興	2件	7,000円	栃木県佐野市 勅使川原 秀明 様
その他町長が指定する事業	30件	187,000円	千葉県習志野市の方…5,000円 広島県東広島市 荒木 薫 様…5,000円 他51名
合計	61件	334,020円	

※1名の寄附者の方が複数の用途を選択しているため、件数は61件となっています。

平成26年度におきまして、58名の方からたくさんの寄附をいただきました。いただいた寄附金の用途は上表のとおりです。「その他町長が指定する事業」についてお知らせします。

宇美町は、「子ども読書の街」に選ばれ、各小中学校において朝の10分間読書や地域のボランティアによる読み聞かせなどが活発に行われています。そこで、町民の皆さんが、日々の暮らしの中で、より一層本に親しむことができるように、「うみ・みらい館」内にある町立図書館の図書類(本 4,527冊、CD 44タイトル、DVD 74タイトル)の購入費の一部として活用させていただきました。

問い合わせ

まちづくり課 ☎934-2370

ふるさと宇美町応援寄附金で宇美町を応援してみませんか??



『ふるさと宇美町応援寄附制度』とは、宇美町を応援したいと思う方々から、使い道を指定した寄附金をお受けして、まちづくりに役立てることを目的としています。

用途は以下の8つの事業から選択することができます

- 1 生涯学習・生涯スポーツの振興(町立図書館蔵書の充実、社会教育団体の支援等)
- 2 福祉の充実(子育て環境の充実、高齢化福祉の充実等)
- 3 教育の充実(子どもの健全育成、教育環境の充実等)
- 4 自然環境の保全(一本松[昭和の森]周辺整備、四王寺山の保全等)
- 5 生活環境、都市基盤の整備(防災体制の整備、リサイクル社会の推進等)
- 6 産業の振興(特産品の開発、耕作放棄地対策等)
- 7 芸術・文化の振興(祭りの伝承、文化の保存等)
- 8 その他町長が指定する事業【町長おまかせ】

◆寄附の方法

申請書をご記入いただき、まちづくり課までメール、FAXもしくは郵送でお送りください。

申請書は、宇美町ホームページの左側にあるバナー  をクリックし、ふるさと応援寄附金のページからもダウンロードできます。

振込が確認できましたら、まちづくり課から「寄附金受領証明書」をお送りいたします。

◆寄附金の相当額が個人住民税や所得税の税額から一定限度まで控除されます。

個人住民税の納税義務のある方は、町から送付された「寄附金受領証明書」を添付し、確定申告または町民税の申告をすることで、寄附金のうち2,000円を超える額が控除の対象となります。控除額の詳しい説明については、税務課までお問い合わせください。

税務課 町民税係 Tel934-2242

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度が始まりました。

4月1日から始まった「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告を行わなくても税の軽減を受けることができるようになりました。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、宇美町(ふるさと納税先の市町村)から、寄附者の住んでいる市区町村へ控除に必要な情報を連絡することで、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減される仕組みです。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生しません。